

平成 27 年度事業運営方針

今日の社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化し、措置制度から契約制度への転換、民間企業等の参入、高齢者単身世帯の増加など福祉ニーズが多様化、複雑化する一方で、社会福祉法人制度の意義・役割を問い直す厳しい指摘が顕在化しています。平成 25 年 9 月、社会福祉法人制度の抱える諸問題について検討する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が厚労省において発足し、平成 26 年 7 月、報告書がまとめられました。この報告書を踏まえ、社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度の見直しが協議され、今国会で改正社会福祉法を提出する方向となっています。報道等によりますと「法人の公益性・非営利性を徹底し、地域社会への貢献を可視化することが柱となり、ガバナンス（内部統制）の強化と財務規律の確立が具体的に法制化される」とのことです。社会福祉法人にいざといたしましてはこの法改正の内容を吟味し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

さて、平成 27 年度は、平成 23 年度に策定した中期経営計画（5 か年計画）の最終年度です。したがって、次の 5 年間に向けた計画策定を行う必要がありますが、策定に当たっては、将来に向けた精神保健福祉サービスの在り方を踏まえ、現状の課題等を整理し、この課題解消に向けた計画策定を行ってまいります。特に居住系サービスであるグループホームについて、施設整備や運営コストなどを整理し、その整備の方向性について検討してまいりたいと考えております。

また、平成 26 年度に「自援会基金」を「社会福祉法人にいざ施設整備等基金」に改正しました。これは基金の積立目的を限定化し、その必要性を明らかにするため改正したのですが、次期経営計画の策定の中で施設整備の目標を定め、基金の存在目的の一層の明確化を図ります。

次に、各施設が運営する事業についてですが、まず、福祉工房さわらびは就労移行支援事業と就労継続支援事業 B 型を実施しています。

就労移行支援事業については、民間企業を含む他事業者の参入が見られ、今後増えていくことが予想されますことから、他の事業所には無い独自色を打ち出すなど、より積極的なアプローチが求められています。就労に向けて、訓練環境の整備を行うとともに、就労先等の開拓、就労後のアフターフォローなど丁寧な支援を心掛け、利用者の安定的な確保に努めてまいります。併せて、ホームページを活用するなど宣伝の強化にも力を入れてまいります。

就労継続支援事業 B 型については、作業で得られる工賃は利用者の励みとなるだけでなく、経済的な自立の一助になるものですが、利用者の平均工賃はまだまだ安価に推移しています。一方で工賃向上を目的として、平成 24 年度から 26

年度まで実施された埼玉県障害者就労施設・シニア世代連携事業により、自主製品の制作環境の向上が図られましたので、購入していただいた方に喜んで頂けるよう、製品の質の向上に一層努め、工賃の向上へとつなげてまいり所存です。

また、SST や各種プログラムを通じて、利用者の日常生活に関する支援も行ってまいります。

次に、地域活動支援センターⅢ型事業を実施している福祉工房楓についてですが、大和田の新施設での事業運営が 2 年目を迎え、施設周辺の落ち着いた環境は施設利用者の安定した利用につながっています。さらに、平成 26 年度には新座市特定相談支援事業（計画相談支援）の指定も受け、施設機能の充実が図られました。福祉工房楓については、新座市北部の精神障がい者支援のための一拠点として地域に根差した活動を展開してまいります。

にいざ生活支援センターは地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援事業（計画相談支援）、指定一般相談支援事業（地域移行・定着支援）、新座市障がい者相談支援事業（受託事業）など多くの事業を展開しています。年々、困難事例が増加している傾向にありますが、市行政や自立支援協議会、その他関係事業所との綿密な連携のもと、対応を図っております。また、地域活動支援センターⅠ型事業の充実を図るため、気持ちの良い空間づくりに取り組みますとともに、施設利用者の生活の励みとなる新たなプログラムの提供について検討してまいります。

また、平成 25 年度から行っているボランティアによる電話傾聴員事業については順調に推移し、ピアカウンセリングを行うピアサポーターについての支援もその充実を図っております。両者に通じる点として、心を寄せて相手の話に耳を傾ける傾聴の精神を大切にした支援を展開します。

続いて、指定相談支援事業についてですが、計画相談を行う指定特定相談支援事業と、地域移行・定着支援を行う指定一般相談支援事業があります。

まず、指定特定相談支援事業については前年度から、従来のにいざ生活支援センターに加えて福祉工房さわらびと福祉工房楓も市の指定を受け、計画相談支援ができるようになりました。平成 27 年度は特に、にいざ生活支援センターにおいて相談支援専門員を増員し、対象者の状況とニーズを的確に捉え、丁寧な支援の提供を心掛けます。

一方、地域移行支援・地域定着支援も前年度に引き続き取り組んでまいりますが、対象者の希望をよく把握した上で、医療関係者や不動産事業者など関係者と協力し、対象者の地域生活への移行支援、定着支援に努めてまいります。

地域との関わりについては、平成 27 年度に 25 回目を数えるガレージバザールや合同絵画展など様々な行事を通じて、施設利用者との交流や精神保健福祉啓発の推進を後援会と連携して行ってまいります。

家族会との関わりについては、これまでと同様、会の活動の支援に協力するなど連携を深めてまいります。当事者の支援に当たっては、ご家族の理解や信頼が重要になりますので、職員はご家族の切実な思いを十分に理解し、その上で施設利用者本人がその方の人生の主役となって生活が送れるよう、適切な支援の在り方を追求いたします。

最後に、内閣府が公表した平成 27 年 2 月の月例経済報告では、景気は「緩やかな回復基調が続いている」とあります。しかし、来るべき超高齢化社会を支えるための増税や景気回復の下支えとされる物価の上昇など、障がい年金で暮らしている方やご家族、また、障がいのため就労が困難な生活保護受給者には厳しい向きもあります。さらに言えば、平成 27 年度は、当法人の運営する障害福祉サービス事業の報酬単価についてもわずかではありますが減額となっています。そのような中で、これからも利用者が安心して社会福祉法人にいが運営する施設を利用できるよう、先を見据えた経営面の対応が必要とされています。平成 27 年度は、前述したように、新たに中期経営計画を策定する節目となる年度です。持続可能な発展が実現できるよう、法人構成員が一丸となって、評議員や後援会会員を始め多くの方々のご協力を賜りながら、事業を推進してまいります。

事業計画

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置 理事長 1人

事務長 常勤兼務 1人 事務主事 常勤兼務 1人 (B型と兼務)

① 理事会、評議員会

法人活動を円滑に進めるため理事会、評議員会の運営の活性化を図ります。

② 法人組織体制の強化（施設長・管理職会議の開催、事務体制の強化）

施設運営の状況や課題について共有が図れるよう、定期的（原則として2週間に1回）に施設長・管理職会議を開催します。また、施設間とのやり取りや事業の効率的な展開が図られるよう事務担当職員との連携を深め、事務体制を強化します。

③ 職員の資質向上（職員研修の充実と参加促進）

職員の資質向上を図るため、より柔軟かつ積極的に職員が研修参加できるよう進めます。また、全体職員研修を年1回開催します。

④ 第2次中期経営計画の策定

第2次中期経営計画（平成28年度から平成32年度まで）を策定します。

⑤ 機関紙「これから」の充実

広報委員会が中心となり、機関紙「これから」がより一層地域に理解されるよう、内容の充実・改善に努めます。

⑥ 関係機関、団体との情報交換の促進

後援会、家族会はもとより、中期経営計画では、地域、関係各所との連携の充実を挙げています。地域住民等に精神障がいへの理解を得るとともに、社会福祉法人にいざの存在を知っていただくため、民生委員や町内会の会議などに出向き、啓発の場を設けていただくよう努めます。

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内3-4-11
事業開始年月日 平成23年4月1日
定員 10名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時50分～午後3時50分
職員配置

施設長1人(常勤・B型と兼務) サービス管理責任者1人(常勤・B型と兼務)
生活支援員1人(常勤・相談支援専門員と兼務) 職業指導員1人(常勤)
就労支援員1人(常勤)

精神障がいのある人たちが、基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の目的や希望に沿い長所を活かした就労を目指して、今年度の事業運営を次の計画により行います。

また、今年度は、第4作業室を改修し作業スペースを広げ、移行利用者の訓練環境を整えます。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識、能力の習得、職能訓練、コミュニケーション力の向上、体力向上を目標とした就労訓練を行います。
- ・就労訓練の一環として生産活動を行います。
- ・近隣の施設や企業内での職場実習を行います。

② 就労支援

- ・就職活動に当たっては、個別の就労支援計画を作成し支援します。
- ・関係機関と連携し就労後の職場定着支援を行います。
- ・年間4名の就労を目指します。
- ・OB会を年2回開催し卒業者の交流の機会の場を提供します。

③ 就労先や実習先企業の開拓

- ・地域の関係機関や新座市近隣の企業を訪問し、就労先や実習先企業を開拓します。

④ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行います。
- ・嘱託医相談日を設けます。
- ・必要に応じて訪問支援を行います。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

- ⑤ 体調管理支援
 - ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
 - ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。必要に応じて通院同行をします。
- ⑥ 利用者の確保
 - ・他機関への情報提供を年2回以上行い、利用者を紹介してくれる関係機関を増やします。
 - ・ホームページの情報を随時更新します。
 - ・新規利用契約者10名を目指します。
- ⑦ 業務の効率化
 - ・業務の標準化を徹底します。
 - ・4月と10月に業務プロセスを見直し、改善を図ります。
 - ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
 - ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。
- ⑧ 職員の実力向上
 - ・各職員年2回以上の外部研修出席と研修後の拡大研修を行います。
 - ・家族会の定例会に参加し、ご家族との交流の機会を設けます。
 - ・関係法勉強会を年4回以上行います。
 - ・スキルアップのための研修を年1回以上実施します。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援事業 B 型

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日
定員 30 名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置

施設長 1 人(常勤・移行と兼務) サービス管理責任者 1 人(常勤・移行と兼務)
生活支援員 2. 4 人(常勤 3 人・うち 1 人本部と兼務)
職業指導員 2. 5 人(常勤 2 人・非常勤 1 人)

精神障がいのある人たちが、基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会を提供します。それぞれの利用者が力を発揮し、自己実現を図ることに資するため、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品と菓子類の製作・販売、商品の包装、ロープ切り等を行います。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品等の販売、養豚場での作業等を行います。
- ・菓子類と自主製品の販路の拡大や生産量アップと新製品の開発に努めるとともに、県や市の優良ブランドとしての認定を目指します。
- ・ホームページの情報を随時更新します。
- ・売上 8%アップ、平均工賃 5%アップを目指します。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

- ・生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事を企画します。実施に当たっては、ミーティングで利用者と話し合いながら進めます。

③ グループワークの実施

- ・それぞれの利用者の生活スキルとコミュニケーション力向上のため、社会生活力プログラムや S S T などのグループワークを行います。

④ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行います。
- ・嘱託医相談日を設けます。
- ・必要に応じて訪問支援を行います。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑤ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。必要に応じて通院同行をします。

⑥ 通所率の増加

- ・情報共有や役割分担を徹底するとともに、職員の対人スキルの向上に努めます。
- ・居心地の良い居場所であり、協力して働くことの喜びを感じられる場所であるよう努めます。
- ・定員に対する通所率 80%を目指します。

⑦ 業務の効率化

- ・業務の標準化を徹底します。
- ・4月と10月に業務プロセスを見直し、改善を図ります。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

⑧ 職員の実力向上

- ・各職員年2回以上の外部研修出席と研修後の拡大研修を行います。
- ・家族会の定例会に参加し、ご家族との交流の機会を設けます。
- ・関係法勉強会を年4回以上行います。
- ・スキルアップのための研修を年1回以上実施します。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
定員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時00分～午後5時30分
職員配置 管理者 常勤兼務 1人
相談支援専門員 常勤兼務 1人

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行う。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進する。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活福祉課などの行政機関や 民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

5 地域活動支援センター（Ⅲ型） 福祉工房 楓

所在地 新座市大和田4-16-40

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10:00～午後16:00

職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援専門員と兼務）

指導員 1.8人（常勤1人・非常勤1人）

創作的活動や生産的活動の機会を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、また、人と接することの苦手な精神障がい者への日中活動の場の提供など必要な支援を行います。

① 基礎的事業

- ・生産的活動として、内職作業や自主製品の製作、公園清掃を行います。
- ・創作的活動として文芸、絵画制作を実施して、法人にいざ主催絵画展や埼玉家連の展示会等に参加します。
- ・利用者の希望する「フリー」「社会見学」のプログラムを通して、主体的に計画・実施することを支援します。
- ・健康維持増進を目的に「散歩」「スポーツ」「家庭菜園」「マイフェバリットソング」を行います。
- ・地域社会との交流を目的として、社会の一員として自覚を促せるよう、路上のゴミ拾い、フェスタやよろず市等バザーへ協力・参加をします。

② 機能強化事業

- ・「料理会」「お菓子作り」を通して、利用者の自立生活への支援を行います。
- ・嘱託医による個別相談・懇談会や「楓勉強会」「全体ミーティング」等のグループワークを通して、人間関係やコミュニケーション等、生活技術を学ぶ場を提供します。また、市役所及び保健センター職員等、外部の講師を招いての学習会を実施します。

③ その他の支援

- ・家からなかなか出られない方や、人とのコミュニケーションが苦手な方の日中活動の場を提供します。
- ・通所が困難になって休みがちな利用者には、電話や手紙などを活用し、施設との関係維持に努めます。
- ・安定した生活を送れるよう、生活や心身の状況についての相談を受け付け、助言、支援を行います。必要に応じて、医療機関や公的機関への同行支援も積極的に行います。
- ・福祉工房楓への通所便宜を図るとともに、利用者の定着を促進するために、送迎ルート

を設け、自動車による定期的送迎を実施します。

- 福祉工房楓への理解をはじめ、利用者家族間の横の繋がりを強化し、より一層、親睦を深められるよう、家族懇親会を開催します。
- 医療機関等、関係機関に福祉工房楓のパンフレットを配布して利用者確保につなげます。
- 職員を外部研修へ派遣し、職員の資質向上を図ります。
- 周辺の施設、地域の方々との結びつきを深められるよう、近隣のイベントに参加します。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40
定員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 管理者兼相談支援専門員 常勤兼務 1 人

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活福祉課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

7 地域活動支援センター（I型） にいざ生活支援センター

所在地 新座市野火止1-9-54 第三庁舎2階

定員 28人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後4時00分

職員配置 施設長 1人（常勤兼務）

指導員 6. 4人（常勤兼務4人・非常勤兼務2人・非常勤2人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室（相談支援事業）と兼務）

精神障がい者の日中の居場所、仲間づくりの場を提供、また当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援及び助言を行うとともに、行政機関や医療機関等と連携を図り、精神障がい者の自立と社会参加が促進されるよう支援策を推進します。

また、新座市障がい者相談支援事業実施要綱に基づき、主に精神障がい者の日々の生活から生じる問題の相談に応じられるよう相談支援事業を引き続き新座市から受託します。

① 基礎的事業

- ・創作的活動の提供として、絵画、コーラス、フラダンス、レクリエーション活動等を定期的に行うことにより、創造性を育て活力の増進を図ります。
- ・社会生活力の増進等の事業として、主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的実施します。当事者、家族などと問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場を提供します。
- ・茶話会、スポーツなど施設内外のプログラムや行事を通じ日中の居場所、仲間づくりの場を提供します。
- ・当事者、家族の日常生活から生じる問題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう必要な支援及び助言を行います。
- ・相談支援として、利用者個人の日常、療養生活の問題や不安等に対して電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行います。必要に応じて医療機関や関係機関への同行など支援します。
- ・精神障がい者、家族及び関係者に対し、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。

② 機能強化事業

- ・ 医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のため、次の事項を実施します。
 - 嘱託医による個別相談と座談会
 - 社会的入院者の退院支援
 - SST（社会生活技能訓練）の実施
 - SFA（社会生活力訓練）の実施
 - ピアカウンセリング事業の実施
- ・ 地域住民ボランティアの育成を次のとおり実施します。
 - 傾聴ボランティアの受入れ
 - ボランティアによる調理会の実施
- ・ 障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業として、精神障がいに対する理解促進を図るための普及啓発講演会、講座、研修会等を実施します。

③ その他の支援

- ・ 平成 25 年度より受託した新座市障がい者相談支援事業を平成 27 年度も推進します。委託事業の項目としてピアカウンセリングや社会生活力を高める事業の実施があり、これらは地域活動支援センターのプログラムとして利用者に提供していく予定です。また、「障がい者成年後見制度」・「障がい者虐待防止」について職員対象研修と一般市民向け啓発事業を開催します。
- ・ 新座市精神障がい者家族会（やすらぎの会）の活動を積極的に支援します。家族会への支援として連携を図り、日々の業務を通じて家族会の果たしている役割の大切さを必要に応じて利用者とそのご家族へ伝えていきます。
- ・ 平成 25 年度より開始した電話による夜間(18:00～22:00・原則 施設利用者・家族を対象)の傾聴サービス事業を平成 27 年度も継続します。傾聴員は、にいざ生活支援センター主催の養成講座を修了した適格者である方に委嘱し、委員会組織を作り活動しています。毎月の定例会で報告と研鑽を重ね、年 2 回の研修でステップアップをしていきます。
- ・ 障がい者福祉課、生活福祉課、朝霞保健所、保健センター、女性困りごと相談室、自立支援協議会、社会福祉協議会、包括支援センター等関係機関との連携を図り、必要なネットワーク化を促進します。

8 いざ生活支援センター相談支援室

所在地	新座市野火止1-9-54第三庁舎2階
定員	なし
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前9時00分～午後5時30分
職員配置	室長 常勤兼務1人 相談支援専門員 常勤兼務4人 非常勤兼務1人 地域移行支援・定着支援担当者 常勤兼務4人 非常勤兼務2人 (兼務は全てにいざ生活支援センター(地域活動支援センター)と兼務)

精神障がいを抱えた人たちに、いつでも開かれた相談所として、またその活動を広く市民に知っていただき、理解が得られるよう事業を推進します。

本人やご家族からの問い合わせ、新座市障がい者福祉課を通しての紹介やその他関係機関からの紹介、知人の紹介など、相談に来られた方々に対して、誠実に責任をもって対応してまいります。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。
- ・ヘルパー利用の方については、新座市とその近隣の市の事業所およそ20か所と連携を図っています。相談に訪れた方に最も適したヘルパーを利用できるよう支援します。
- ・就労系の事業所としては新座市とその他の地域のおよそ15施設と連携を図っています。相談に訪れた方に最も適した施設を利用できるよう支援します。

② 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行定着支援について、退院カンファレンスから利用者を取り巻く諸関係機関との連携を図ります。地域移行のための単身アパート物件探し、契約行為への同行、引っ越しの世話と役所への書類提出の見届け等を行います。利用者の中には生活保護受給とこれらの活動が並行してなされる場合があり、生活福祉課への申請同行等も必要に応じて行います。また、退院カンファレンスの際に、医療面から、訪問看護やデイケア利用の指示がある場合にはその方に適した事業所を紹介します。
- ・地域移行支援には地域における住まいの確保が欠かせないため、不動産事業者の理解を得られるよう、働きかけを行います。
- ・地域定着支援としては、月に2回の定期訪問を行い、状況に応じて同行支援等も行

います。また、夜間緊急時の電話番号を案内し 24 時間対応ができるよう緊急時の支援を図ります。また、ヘルパーや日中活動系の福祉施設の利用を支援し、その方の地域での生活を安定させるよう工夫します。

③ 日常生活相談支援

- ・精神障がい者、家族及び関係者が、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・緊急の医療対応が必要なケースについては、早急に医療機関と連携をし、状況に応じた対応を図ります。